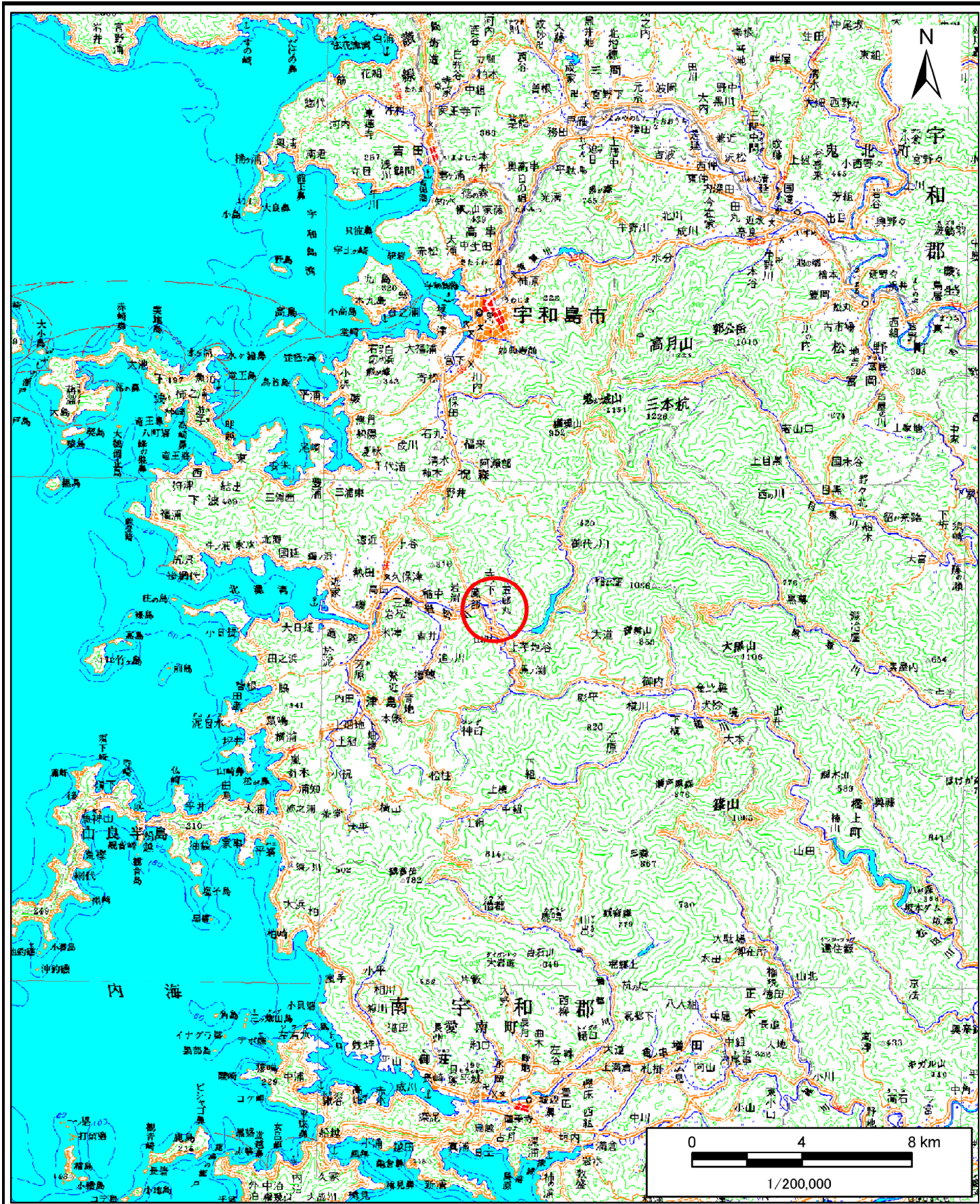
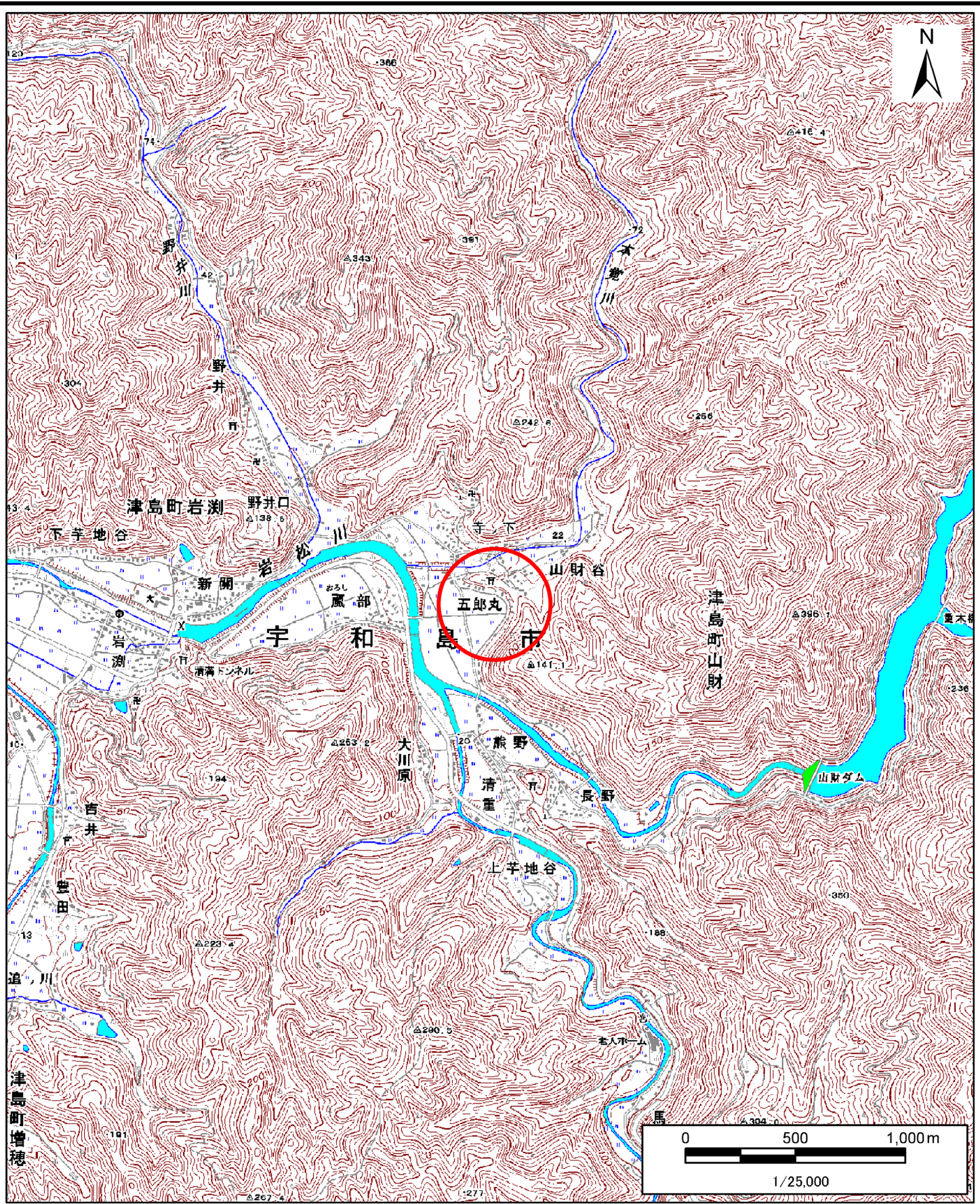


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



(1/200,000)

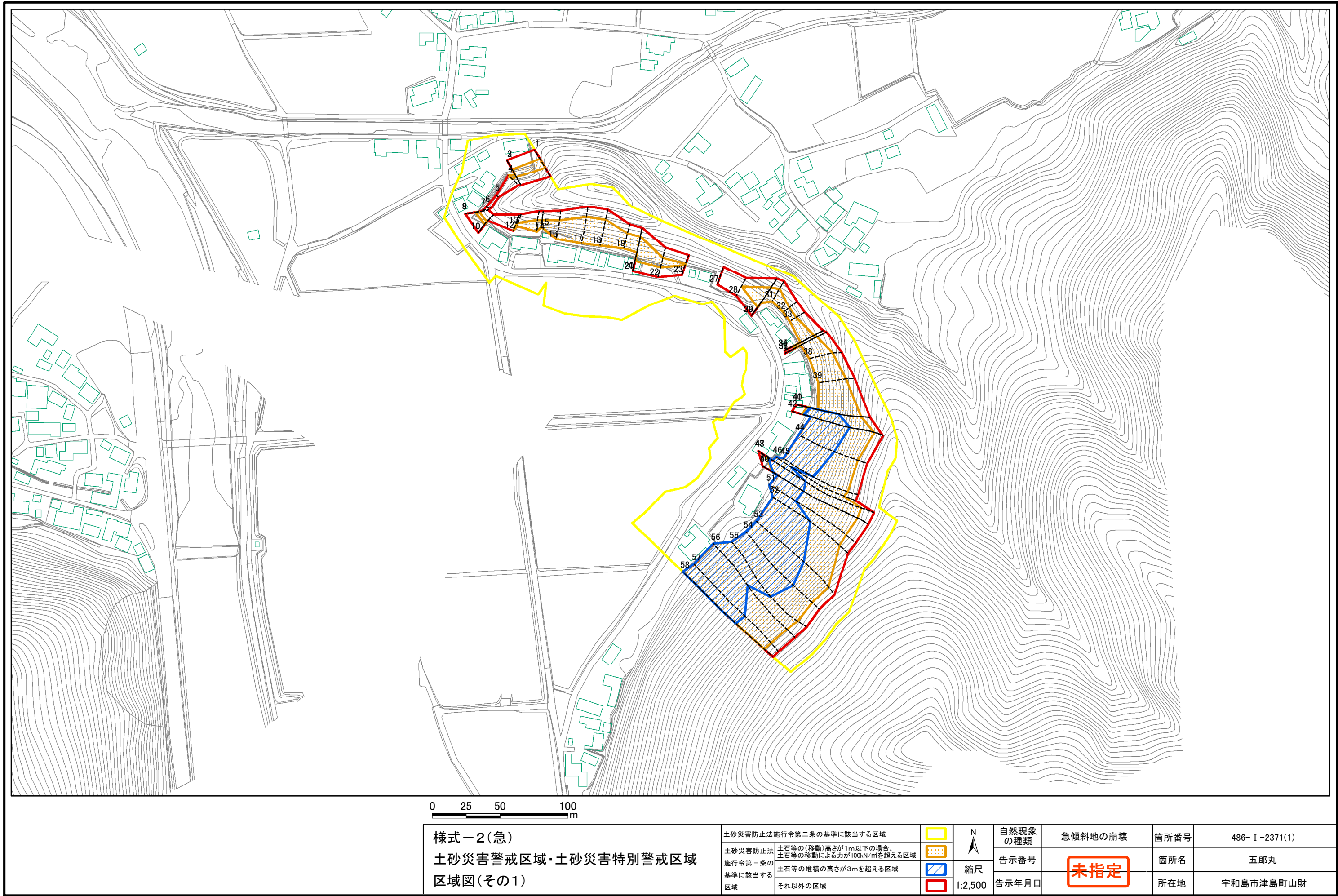


(1/25,000)

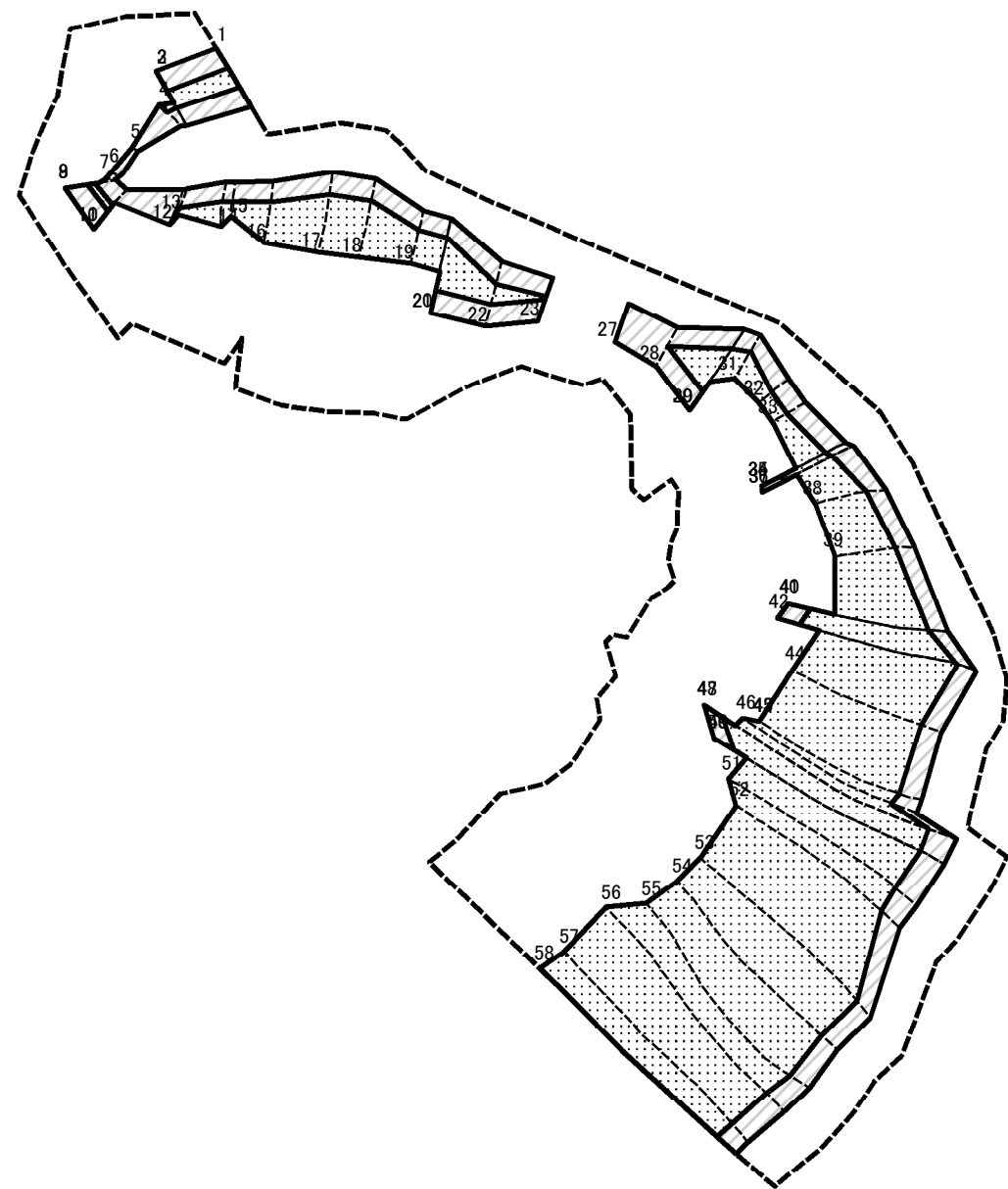
様式－1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	486-Ⅰ-2371(1)
	箇所名	五郎丸
	所在地	宇和島市津島町山財

この地図は、国土地理院の承認を得て、同院発行の数値地図20000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第64号)

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



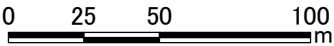
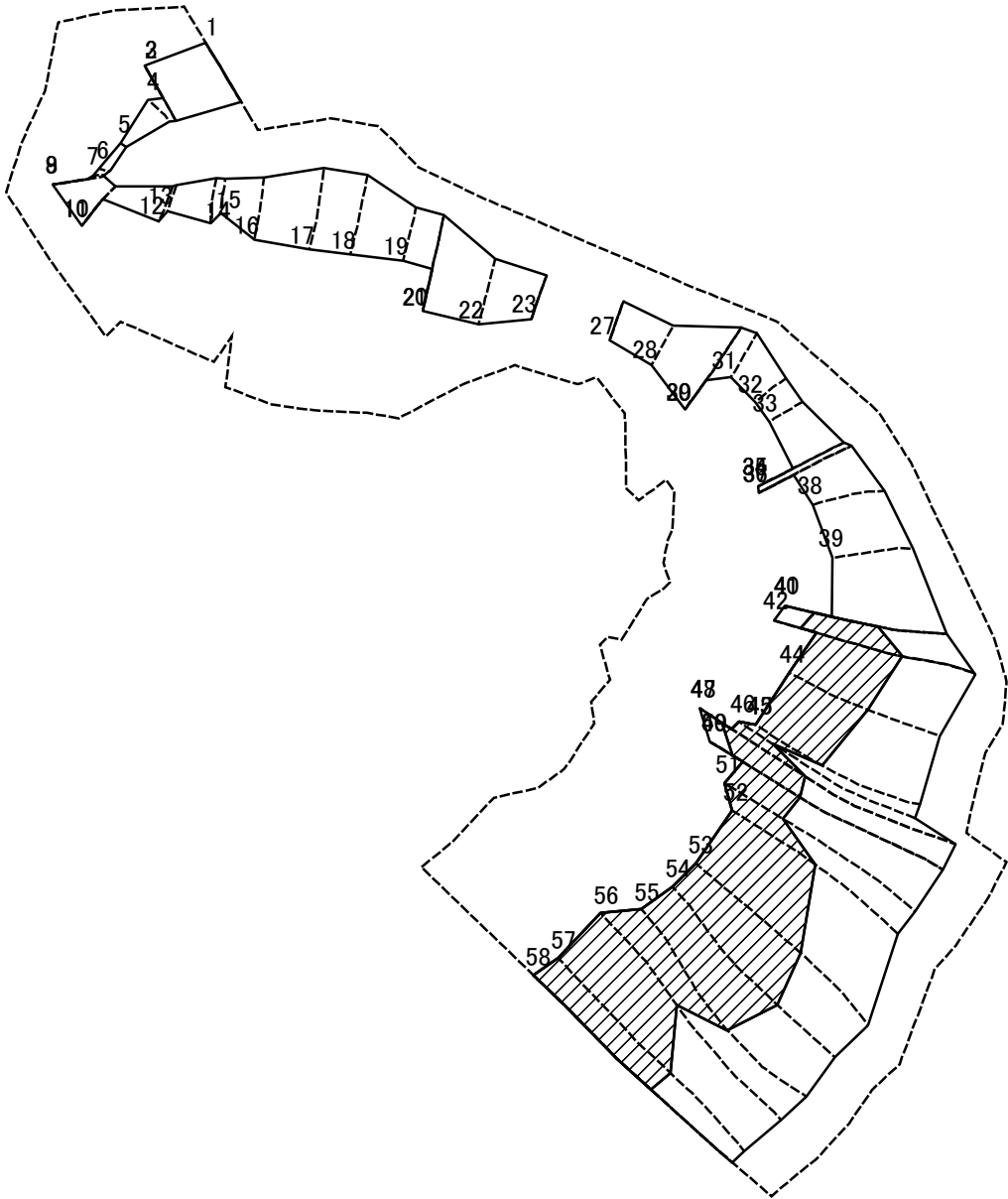
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



0 25 50 100
m

様式-2-1(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			 縮尺 1:2,500	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	486-I-2371(1)
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示番号	未指定	箇所名	五郎丸
	それ以外の区域				告示年月日		所在地	宇和島市津島町山財

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			 縮尺 1:2,500	自然現象 の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	486-I-2371(1)
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	未指定	箇所名	五郎丸
		それ以外の区域			告示年月日		所在地	宇和島市津島町山財

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1 ～ 2	123.38	1.00	100.00	1.00	－	－	16.05	3.00
2 ～ 3	－	－	－	－	－	－	－	－
3 ～ 4	116.53	1.00	100.00	1.00	－	－	10.69	2.00
4 ～ 5	－	－	100.00	1.00	－	－	11.41	2.13
5 ～ 6	－	－	84.59	1.00	－	－	11.41	2.13
6 ～ 7	－	－	85.80	1.00	－	－	10.13	1.89
7 ～ 8	－	－	93.47	1.00	－	－	9.71	1.81
8 ～ 9	－	－	－	－	－	－	－	－
9 ～ 10	108.58	1.00	100.00	1.00	－	－	11.98	2.24
10 ～ 11	－	－	－	－	－	－	－	－
11 ～ 12	－	－	100.00	1.00	－	－	9.42	1.76
12 ～ 13	116.20	1.00	100.00	1.00	－	－	9.48	1.77
13 ～ 14	130.55	1.00	100.00	1.00	－	－	9.62	1.80
14 ～ 15	130.55	1.00	100.00	1.00	－	－	9.79	1.83
15 ～ 16	140.58	1.00	100.00	1.00	－	－	14.71	2.75
16 ～ 17	144.33	1.00	100.00	1.00	－	－	14.71	2.75
17 ～ 18	144.77	1.00	100.00	1.00	－	－	14.31	2.67
18 ～ 19	144.77	1.00	100.00	1.00	－	－	14.31	2.67
19 ～ 20	138.15	1.00	100.00	1.00	－	－	12.25	2.29
20 ～ 21	－	－	－	－	－	－	－	－
21 ～ 22	144.90	1.00	100.00	1.00	－	－	15.10	2.82
22 ～ 23	118.67	1.00	100.00	1.00	－	－	13.04	2.44
23 ～ 24	－	－	－	－	－	－	－	－
24 ～ 25	－	－	－	－	－	－	－	－
25 ～ 26	－	－	－	－	－	－	－	－
26 ～ 27	－	－	－	－	－	－	－	－

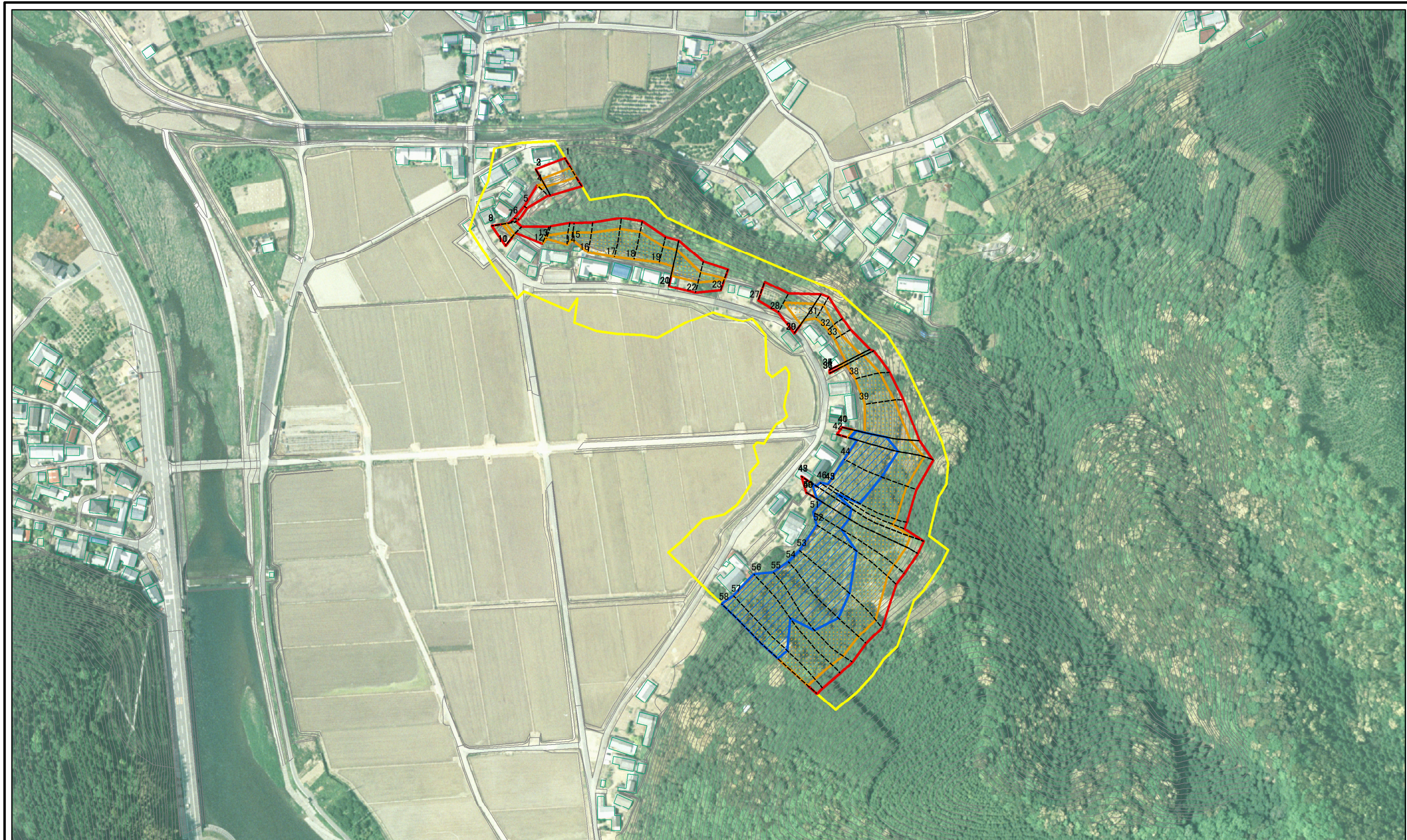
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
27 ～ 28	－	－	100.00	1.00	－	－	13.81	2.58
28 ～ 29	136.97	1.00	100.00	1.00	－	－	14.09	2.63
29 ～ 30	－	－	－	－	－	－	－	－
30 ～ 31	136.95	1.00	100.00	1.00	－	－	13.41	2.51
31 ～ 32	136.95	1.00	100.00	1.00	－	－	13.41	2.51
32 ～ 33	120.28	1.00	100.00	1.00	－	－	11.72	2.19
33 ～ 34	132.01	1.00	100.00	1.00	－	－	12.27	2.29
34 ～ 35	－	－	－	－	－	－	－	－
35 ～ 36	137.85	1.00	100.00	1.00	－	－	14.18	2.65
36 ～ 37	－	－	－	－	－	－	－	－
37 ～ 38	146.99	1.00	100.00	1.00	－	－	12.87	2.40
38 ～ 39	153.43	1.00	100.00	1.00	－	－	15.52	2.90
39 ～ 40	161.16	1.00	100.00	1.00	－	－	16.05	3.00
40 ～ 41	－	－	－	－	－	－	－	－
41 ～ 42	162.89	1.00	100.00	1.00	21.85	4.08	16.05	3.00
42 ～ 43	162.44	1.00	100.00	1.00	21.85	4.08	16.05	3.00
43 ～ 44	162.02	1.00	100.00	1.00	19.75	3.69	16.05	3.00
44 ～ 45	161.28	1.00	100.00	1.00	19.65	3.67	16.05	3.00
45 ～ 46	154.41	1.00	100.00	1.00	18.79	3.51	16.05	3.00
46 ～ 47	146.27	1.00	100.00	1.00	19.83	3.70	16.05	3.00
47 ～ 48	－	－	－	－	－	－	－	－
48 ～ 49	147.44	1.00	100.00	1.00	20.09	3.75	16.05	3.00
49 ～ 50	－	－	－	－	－	－	－	－
50 ～ 51	147.37	1.00	100.00	1.00	20.09	3.75	16.05	3.00
51 ～ 52	153.63	1.00	100.00	1.00	20.03	3.74	16.05	3.00
52 ～ 53	160.73	1.00	100.00	1.00	21.39	4.00	16.05	3.00

様式－3(急) 建築物の構造の規制に必要な 衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	486- I -2371(1)
	告示番号	未指定	箇所名	五郎丸
	告示年月日		所在地	宇和島市津島町山財

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

[illegible]

参考資料



0 25 50 100
m

参考資料:航空写真

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

486- I -2371(1)

土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域



縮尺

告示番号

未指定

箇所名

五郎丸

土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、
土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域



1:2,500

告示年月日

所在地

宇和島市津島町山財

土砂等の堆積の高さが3mを超える区域



それ以外の区域